令和６年度補正予算の補助事業について（ＦＡＱ）

* 今回の補助条件･要件等を踏まえ、またこれまで照会等が多かった事案についてまとめました
* 全事業共通（７事業）
* 申請出来る件数の上限は「１事業者４ＳＳ、１ＳＳ４設備まで可能」（※）
* 油槽所等の申請は１ＳＳと見なす
* 自動車保守整備事業関連（洗車事業/整備検査事業/板金塗装事業）は１事業者２申請まで可能で、なおかつ上記（※）と別枠OK
* 自動車保守関連（洗車/整備/板金）事業は最大「2事業・2申請・2ヶ所」までで、上記7事業と別枠＝手引きP4の⑩通りのみ
* 燃料貯蔵タンク等の大型化　　対象：ＳＳ／油槽所
* 同容量の入換（更新）でもＯＫ
* 増設のみも対象
* タンクの容量が減少（ダウンサイジング）する入換も対象
* 配管のみの更新工事も対象
* 新たにＳＳや油槽所等を建設する場合は対象外
* 見積書の項目ごとに上限額があり、また補助対象外の項目なども含まれることから補助金額は「見積総額の２/３」にはならない
* 燃料貯蔵タンク等の修繕　　対象：ＳＳ／油槽所
* 地下タンクの漏えい防止対策が主な補助対象工事（ライニング、電気防食、油面計等）
* 令和8（2026）年4月1日以降に消防規制となるタンクが対象
* ＳＳまたは地下タンクの油槽所の修繕（キャノピーや防火塀の補修など）は対象外
* 「修繕」の申請ができるのは地上タンク油槽所のみ（螺旋階段、手すりの修繕補修など）
* 見積書の項目ごとに上限額があり、また補助対象外の項目なども含まれていることから補助金額は「見積総額の２/３」にはならない
* 緊急配送用ローリー　　対象：ＳＳ／油槽所
* 実績報告書の提出期限（2026/2/10締切日)に間に合うことが大前提
* 申請に「ＢＣＰ」が必要な場合はひな形（当組合ＨＰに掲載）を参照し策定・作成
* 車両のみ購入するのは対象外（タンクを既存車から載せ替えは×）
* 車検証の「所有者＝申請者」が条件になるため、登録諸費用を先払いする場合でも銀行振込が望ましい（現金や小切手払いは別途その支払確認が必要。領収書は×）
* 「日付入り写真」は前後左右、ナンバープレートと積載油種の表示板が確認できるもの（「灯油」「軽油」を表示して撮影する）
* 申請の時点で「スタッドレスタイヤ、チェーン購入」が見積書にある場合はその写真も必要（仮にスタッドレスタイヤを装着して納車された場合はノーマルタイヤの写真が必要）
* 油槽所資格で申請する際は「現に（貯蔵タンクを）所有しかつ運営していること」が条件
* ベーパー回収設備　　対象：ＳＳ
* ベーパーを回収する機能を有する計量器のみ
* ＰＯＳシステム　　対象：ＳＳ
* 新紙幣対応などによる部分(品)交換は対象外
* 洗車機の受注端末のみ申請する場合はＰＯＳ本体と連動する場合のみ対象
* 車番認証システム、デジタルサイネージの補助事業はＰＯＳ補助金の枠組みでカウント
* 価格表示するデジタルサイネージは対象外
* 自家発電設備　　対象：ＳＳ／油槽所
* 原則、中核ＳＳと住民拠点ＳＳが補助金で導入した発電機を入れ換える場合が対象（ただし設置後８年以上経過が条件）
* ＳＳで新規設置が出来るのは過疎地のＳＳのみ（設置後は住民拠点ＳＳに登録）
* 油槽所は、小口燃料配送拠点（更新）か20KL/基超か合計30KL超の備蓄量を有する油槽所でＢＣＰを策定していれば新規設置の申請可
* 洗車事業　　対象：ＳＳ事業者
* 更新／入換の場合、既存の洗車機には無いオプションを３つ付与することが条件（既存の機体に同種・同機能があったとしても一覧に記載がなければ新たにカウントが可能）
* 新規導入はオプション１つでＯＫ、2基目導入（増設）は３つ付与が条件
* スプレー式は対象外
* 自動車整備・検査事業／板金・塗装事業　　対象：ＳＳ事業者
* 一つの設備が50万円未満でも、別の二つ以上の設備の合計が50万円超となれば対象
* 更新（入換）で申請出来るのは４設備＝⑴タイヤチェンジャー、⑵ホイルバランサー、⑶エアコンガス回収機、⑷リフト関係（これ以外は新規導入する場合が補助対象）。
* ⑴～⑷で入換更新する場合、アップグレードすることが条件（例：タイヤチェンジャー＝現行13インチまで→15インチまで対応可能、リフト＝2トン車まで→2.5トン車まで対応可能、など）
* 具体例で示された機器以外でも補助対象と認められる場合がある（但し事前確認必要）
* ＳＳタンク撤去　　対象：ＳＳ
* 複数ＳＳを運営する者が集約化する場合が対象
* 事業者同士が合併等でＳＳを集約化する場合が対象
* 1ＳＳ運営者が廃止（廃業）する場合は対象外　→令和7年度予算で対象
* 災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業　　対象：ＳＳ
* 事業の実施については山形県の了解が得られたうえで可否判断となる
* 中核ＳＳと住民拠点ＳＳの中から県と協議し選定（山形県は15ヶ所程度の見込み）
* ガソリン2.5KL＋軽油2.5（2.0）KL分の仕入費が補助対象
* 申請ＳＳに管理費を補助（毎日の在庫量確認と報告。保管日数/306日＝29,000円、最大5年間）
* 備蓄製品の所有権はＳＳに帰属

2025/3/31現在

2025/4/1現在

2025/4/4現在